

亀山市告示第199号

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示

(亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正)

第1条 亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱(平成18年亀山市告示第155号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

(亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱(平成23年亀山市告示第62号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第1項の表中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

別表第2の第2項の表中「介護保険被保険者証」の次に「、健康保険日雇特例被保険者手帳」を、「生活保護受給者証」の次に「、児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書」を加える。

(亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第3条 亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱(平成24年亀山市告示第65号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

別表第 2 中「船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証」を「船員保険被保険者証、介護保険被保険者証若しくは健康保険日雇特例被保険者手帳」に改め、「生活保護受給者証」の次に「又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書」を加える。

(亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第 4 条 亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱(平成 24 年亀山市告示第 66 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

別表第 2 中「介護保険被保険者証」の次に「、健康保険日雇特例被保険者手帳」を、「生活保護受給者証」の次に「又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書」を加える。

(亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正)

第 5 条 亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱(平成 24 年亀山市告示第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

別表第 2 中「介護保険被保険者証」の次に「、健康保険日雇特例被保険者手帳」を、「生活保護受給者証」の次に「又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書」を加える。

(亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正)

第 6 条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱(平成 27 年亀山市告示第 135 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

様式第 1 号中「運転免許証」を「運転免許証、個人番号カード」に改める。

(亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正)

第 7 条 亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (平成 27 年亀山市告示第 145 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「運転免許証」を「運転免許証、個人番号カード」に改める。

附 則

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。